

みよし市消防団応援の店事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消防団活動の活性化及び消防団員の確保を図り、もって地域防災力の充実強化に資するため、みよし市内の消防団員及びその家族（以下「団員等」という。）に対し、サービス等の提供をすることにより消防団を応援する企業及び店舗等（以下「応援の店」という。）の登録等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援の店に関する基本的な考え方等)

第2条 応援の店は、前条の目的に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。

2 この要綱におけるサービス等とは、団員等が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品又は飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等を始めとした各種サービスのことをいう。

(登録)

第3条 応援の店に登録しようとする企業及び店舗等は、みよし市消防団応援の店登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、申込書の内容を審査し、応援の店に登録するものとする。ただし、次に掲げる企業及び店舗等については、登録を行わないこととする。

- (1) 宗教活動及び政治活動に関するもの
- (2) 各種法令等に違反しているもの又はその恐れのあるもの
- (3) 通信販売、インターネットによる販売その他対面販売を前提としないもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(表示証の交付)

第4条 市長は、応援の店の登録を行ったときは、みよし市消防団応援の店表示証（様式第2号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第5条 応援の店は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 表示証を交付された店舗等の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、ホームページ、映像その他の広告

(団員証の提示)

第6条 団員等は、応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、みよし市消

防団員証（以下「団員証」という。）を提示しなければならない。

（遵守事項）

第7条 団員等は、応援の店からサービス等の提供を受けようとするときは、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) 団員証を不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。

(2) 応援の店が定めるサービス等に関して強要しないこと。

2 前項の規定に違反して、応援の店に損害を与えたときの責任は、団員証の所有者が有する。

（応援の店の公表）

第8条 市長は、応援の店の名称、住所、サービス等を、ホームページ等により公表するものとする。

（登録の取消）

第9条 市長は、応援の店が事業を廃止等したとき又は偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、又は第3条第2項各号に掲げるものに該当することが明らかになったとき、その他応援の店としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された応援の店は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

（登録の変更）

第10条 第3条第2項本文に規定する登録を受けた応援の店は、当該登録の内容を変更し、又は当該登録を廃止しようとするときは、速やかにみよし市消防団応援の店登録変更・廃止届書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する届出を受けた場合は、当該登録を変更又は抹消するものとする。

3 前項の規定により登録を抹消された応援の店は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。